

規制改革会議 重点事項推進委員会（在留管理分野）

会議終了後記者会見録

日時:平成19年11月13日(火)12:00～12:15

場所:永田町合同庁舎1階第3会議室

○事務局 それでは、定刻になりましたので、これから記者会見を始めさせていただきます。御質問等がございましたら、所属とお名前の方をちょうだいしてからお願いいたします。

○有富委員 本日お聞きいただいたとおりの状況でございまして、渡辺市長からお話がありましたように、外国人が、今、200万人と言われているようですけれども、いわゆる不法でなくて合法で入ってきた人たちをきちんと管理しないと、やはり外国人本人もいろいろ問題があるし、共生している日本の国民にとってもいろいろなストレスがある。あるいはそれをきちっとやろうとしても、外国人には住民基本台帳制度にあたる仕組みができていないので、地方行政機関としては困っている。

こういう状況にある中で、去年の12月の第3次答申で合意し、今年の6月に3か年計画を閣議決定して、外国人の台帳をきちんとつくるんですというふうに決まっているものが、約1年経ってもああいう状況なわけです。法務省は、自分のところはここまでは外国人を管理するけれども、地方自治のことは関係ないと言う。今日は余り総務省の議論が浮き彫りになってこなかったんですけれども、総務省は総務省で、外国人のことは自分のところとは関係ないから、それは法務省がやるべきだ。こういう状況になっている。

これは日本の縦割行政の問題点だということに帰するんだとは思いますが、非常にそういう困った状況にありますので、マスコミの皆様方も、是非、後ろを押していただけたら大変ありがたいと思っております。ひとつよろしく申し上げます。

何なりと御質問があれば聞いていただきたいと思います。どなたからでも結構です。どうぞ。

○記者 渡辺市長に、省庁側の議論もあったと思うんですが、今日の議論を聞いた上で、改めてどう思われるかをお伺いしたいんです。

○渡辺岐阜県美濃加茂市長 今回の御質問で、今日のお話は、私はだれが責任ということではなくて、私どもは毎日、直接、市民の皆さんと接して仕事をしているわけでございまして、そういう中では非常にまだるっこしいと思いましたが、今日のお話ですっかりと2週間後にロードマップをおつくりいただけるということまで進めていただけたということは、私は大変な前進だと思っています。

○有富委員 他の方、ございましたら、どうぞ。

○記者 草刈議長、2週間後に余り大したものが出てこなかった場合には上を考えるとおっしゃいましたけれども、あれは具体的にどういうことでいらっしゃいますか。

○草刈議長 それは、そう言わないとちゃんとやらないだろうというのがまず第1点にあって、やはり、この問題は、普通の理解のある方であれば、役人であれ、政治家であれ、我々のような一般社会人であれ、この少子化の問題と高齢化の問題、高齢化というのは何を意味するかというと、やはり労働人口がどんどん減っていくという話ですから、いろんな試算はあるにしても、これから物すごい勢いで減って行って、それが日本の活力を損なうという大きな問題になる。

そのときに、これは前からも議論がありますね。知的労働者はいいいんだとか、今、研修生として入っているというような問題とか、いろんなものがあるけれども、まだまだ、どっと入ってくるという問題ではないんです。だけれども、どこかの時点で、これではとても日本の産業なり経済がもたないとなったときに、外国人の労働者をどうやって受け入れるかという命題が突き付けられたという、そこまで行かないでも、相当程度、入ってくるという前提でいろんなことを考えておかなければいけないのが、やはり法務省だろうと私は思います。

だから、そういう意味で法務省でもあり、それから、総務省でもあろうと思うので、その人たちがちゃんと問題意識を持って、そういう制度設計をやってくれという願いをしたのですけれども、それがうまくいかなかった場合は、やはりもう少し上のレベルで考えてもらいたいと私は思っていますので、もし、きちっとしたものが出てこなければ、レベル的に上の方にも相談する。それは当然、あり得る話だと私は思っているのです、そう言ったまでの話です。

○有富委員 他にございますでしょうか。いかがですか。どうぞ。

○記者 草刈議長にお伺いしたいことがあるんですけども、今日の議題とは直接的には関係ないんですが、先日、東京地裁が混合診療をめぐる訴訟で医療保険の一部適用を認める判決を下したんですけれども、そのことと、国が控訴をしたことについて、それぞれの受け止めをお伺いできればと思うんです。

○草刈議長 大変重要なテーマであることは間違いないのですが、今日の場合は違います。15日に、混合診療についての公開ヒアリングをやることになっています。要するに利用者サイド、訴えた側の方の言い分を聞くことになっておりますので、この主査は松井証券社長の松井委員です。ですから、それはそのときに出てきていただいて、聞いていただければと思います。2004年のときは、私は、これの担当主査をやっていましたから大いに興味はありますけれども、今日は有富主査の部下として、ここに参画しておりますので、今日をご容赦ください。

○有富委員 どうぞ。

○記者 井口専門委員にお伺いしますが、法務省が一元化の方向を出している中で、地方自治体の中には、やはりこれは地方自治の話なんだから、総務省が中心になってしっかりやれという御意見もあると思うんですけども、これについてはいかがですか。

○井口専門委員 御指摘の、法務省の入国管理局が提起している在留管理一元化という考え方は、実は中身がまだ非常にあいまいです。もともとのアイデアは、国内に居住して、就労して、あるいは勉強している外国人の管理を、すべて入管行政に集中化させるというものであったようです。しかし、そのようなことが、職員が3,000人程度で、出先が80しかない官庁にできるわけはありません。ですから、最近では在留管理一元化といいながら、やはり1,800市町村で窓口になってもらわないと困るというように、考え方がだんだんと変わってきているように思います。いずれにいたしましても、現在生じている問題は、実は法務省の在留管理の改善だけでは解決しないのです。外国人住民の権利と義務の関係をはっきりさせないと、社会保険にも入っていない、税金も払っていないというような外国人が少なくないということが一方にあります。他方では、外国人が権利を主張しようと思っても、それが十分に守られていないという側面もあります。そこで、外国人住民に対して、地域においてしっかりサービスを提供していかねばならない。つまり、自治体が主体となった仕組みを強化しなければならない。こういう考え方は、やはり在留管理の一元化という考え方とは、かなりの食い違いがあります。この規制改革会議の前身の会議で提言いたしましたときには、これからの外国人政策は、出入国管理というのが一つの大きな柱なのだけれども、もう一つは市町村レベルで、自治体と、国、NPOといったものが協力して進めていく。それが第2の大きな柱なんだということを考え方として出していたのです。そのことが入管の方々には御理解いただけなかったということがあります。

ですから、自治体からは、外国人の住民だけではなく、日本人の住民の方々にも一緒になって、いわゆる多文化共生施策と言われているものを推進していく土台になるような制度をつくってほしいという要望をいただいております。その要望に基づいて、規制改革会議が動いているのだと考えております。

○有富委員 よろしいですか。

○記者 はい。

○有富委員 他にいかがですか。

○草刈議長 今日、資料を出してくれと言おうと思ったのですけれども、外国で、例えばドイツとかもトルコ人で悩んでいる。フランスはフランスで、イギリスは伝統的にインド人等がたくさん入ってきて、結構成熟しています。その辺の管理をどういう方法でやっているのか、その資料を頂きたいと言おうと思ったのですけれども、こちらにありますか。

○井口専門委員 EU諸国やアメリカについては、私どものタスクフォースに出した資料の中に在留管理の国際比較の表が付いております。それを見ていただきたいと思います。

税金や社会保険の関係になりますと、例えばアメリカでは、社会保障番号が付いておりますので、社会保障番号を通して、ある意味では一元管理しています。出入国管理のところは、日本と似ているんですけれども、権利・義務関係の特定は、しやすくなっているのです。ただ、日本では、同じことができない。

○草刈議長 背番号ができないからね。

○井口専門委員 やはり、ドイツやオーストリアのように、住民の台帳システムが普及し、これを基礎として自治体がサービスをしている国々も参考にしなければいけないと考えているわけです。ですから、そういう制度をベースにした日本型の仕組みを考える必要があると思います。

○草刈議長 こちらで勉強会をやってもしょうがないのですけれども、その辺を比較してごらんになると、やはり日本というのは、まだまだ、その体制ができていないということだと思えます。ですから、是非、メディアの方は、その辺を調べて比較して、これではだめだと言ってもらいたいと思います。

○有富委員 今の内容で、井口先生の資料は、規制改革会議のホームページにアップしてあるんですか。

○事務局 今、作業中でございます。

○有富委員 必要なら資料を差し上げますので、請求してください。他に、何かございますでしょうか。よろしいですか。

○事務局 特にございませぬようでしたら、これで終了させていただきます。

先ほど、委員の方から紹介ございました資料は、御所望でしたら事務室の方にお越しただければお渡しできますので、よろしく申し上げます。

○有富委員 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

以上